

## 42. (Gno.94) 離婚時の夫婦の平等性ならびに子の福祉の確保をめぐる比較法的研究

代表：鈴木 博人

2023/02/24 (承認) 2023年度 (開始)

### 【研究の目的】

離婚に伴う離婚給付や子の監護について、日本、ドイツ、中国、韓国、オーストラリアについて比較法研究を行う。日本を除き各国が離婚後共同監護（親権）法制をとっているが、その成否は国により異なる。離婚の際に各国がどのように夫婦の平等性及び子の福祉を確保しているのかを明らかにする